

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年10月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 7号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について
- 議第 8号 三条市特別職報酬等審議会委員の推薦について

- 報告事項
- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
 - 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
 - 報第 3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
 - 報第 4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
 - 報第 5号 農地法適用外事実確認証明について
 - 報第 6号 農地潰廃通報について
 - 報第 7号 作付変更届について
 - 報第 8号 農地法第3条の3第1項の届出について

出席委員 34名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員 | 2番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 3番 嘉 藤 太加雄 委員 | 4番 藤 田 吉 則 委員 |
| 5番 栗 原 一 郎 委員 | 6番 野 崎 文 夫 委員 |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員 | 8番 蒲 澤 正 委員 |
| 9番 大 桃 伸 之 委員 | 10番 眞 野 薫 委員 |
| 11番 坂 井 良 雄 委員 | 12番 大 竹 正 信 委員 |
| 13番 原 正 利 委員 | 14番 羽 生 俊 昭 委員 |
| 15番 刈 屋 一 夫 委員 | 16番 佐 藤 満 委員 |

17番 捧 譽 委員	18番 内 山 清 委員
19番 佐 藤 裕 雄 委員	20番 村 井 善一郎 委員
21番 阿 部 新一郎 委員	22番 阿 部 眞佐雄 委員
23番 田 邊 稔 委員	24番 阿 部 銀次郎 委員
25番 清 野 秀 作 委員	26番 星 野 英 治 委員
27番 内 山 敏 雄 委員	28番 渡 邊 勝 夫 委員
29番 熊 倉 睦 委員	30番 原 田 勝 委員
31番 小 林 茂 宏 委員	32番 坂 井 浩 行 委員
33番 横 山 一 雄 委員	34番 廣 川 哲 也 委員

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	清 水 学
経営基盤係副参事	渡 辺 正 美
経営基盤係主任	小 熊 美栄子
経 営 基 盤 係 一 般 任 用 主 事	左 居 香

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席34名で欠席ゼロで会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。16番、佐藤満委員、21番、阿部新一郎委員を指名いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

なお、24番、阿部銀次郎委員、25番、清野秀作委員、30番、原田勝委員、以上の委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

（午前9時39分 24番阿部銀次郎委員、25番清野秀作委員、

30番原田 勝委員退席）

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

34ページをご覧ください。今月の申請は新規設定32件、面積32万3,258.56㎡、再設定64件、面積27万6,144.45㎡、合計では96件、面積59万9,403.01㎡であります。

それでは、戻りまして1ページの30番から順にご説明をいたします。なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

30番から2ページの34番までの5件は、相対でそれぞれ新規に利用権を設定するものであります。

30番は月岡地内の農地4筆、1,949㎡、31番は福島新田地内の農地1筆、950㎡、32番は井栗2丁目地内の農地1筆、49㎡、33番は下大浦地内の農地1筆、901㎡、2ページをお願いいたします。34番は、中浦地内の農地17筆、7,722㎡、以上5件は相対で新規にそれぞれ利用権を設定するものであります。

次の35番から14ページの61番までの27件、合計面積31万1,687.56㎡は農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に10年間利用権を設定するものであります。

それでは、35番から順にご説明をいたします。35番は袋地内ほかの農地計24筆、1万3,841.56㎡、36番は代官島地内の農地10筆、9,939㎡、37番は須戸新田地内の農地11筆、1万1,031㎡、38番は鶴田1丁目地内の農地8筆、8,294㎡、39番は井栗地内ほかの農地計13筆、1万6,836㎡、40番は鶴田地内の農地12筆、2万1,524㎡、41番は白山新田地内ほかの農地計3筆、1万560㎡、42番は長嶺地内の農地9筆、1万5,224㎡、43番は袋地内の農地14筆、1万4,847㎡、44番は金子新田地内ほかの農地計7筆、1万8,169㎡、8ページをお願いいたします。45番は福島新田地内ほかの農地計7筆、1万2,402㎡、46番は岩淵地内の農地2筆、3,509㎡、47番は岩淵地内の農地2筆、5,234㎡、48番は金子新田地内ほかの農地計5筆、1万5,298㎡、49番は福島新田地内の農地16筆、1万7,387㎡、50番は茅原地内ほかの農地計31筆、2万6,704㎡、51番は帯織南地内ほかの農地計2筆、1万1,524㎡、52番は名下地内の農地2筆、5,109㎡、53番は名下地内の農地3筆、4,069㎡、54番は中浦地内の農地8筆、5,666㎡、12ページをお願いいたします。55番は笹岡地内の農地9筆、1万7,639㎡、56番は鹿峠地内の農地4筆、6,453㎡、57番は江口地内ほかの農地計4筆、1万2,101㎡、58番は駒込地内ほかの農地計4筆、9,723㎡、59番は笹巻地内の農地4筆、1万518㎡、60番は南五百川地内の農地9筆、2,711㎡、14ページをお願いいたします。61番は南五百川地内の農地13筆、5,375㎡、以上27件は農林公社が新規に10年間利用権を設定するものであります。

次の62番から34ページの125番までの64件につきましては再設定であります

ので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告をお願いします。

第3調査部会長は、村山代理の隣に着席願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

おはようございます。それでは、第3調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第3調査部会では、10月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、村山会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時56分に閉会をいたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定32件、再設定64件、合計件数96件、面積59万9,403.01㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の69件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする27件につきましてもいずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いします。

（午前9時50分 24番阿部銀次郎委員、25番清野秀作委員、

30番原田 勝委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告します。

議第１号『農用地利用集積計画の承認について』は、調査部会長の調査結果報告のとおりに承認することに決しました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第２号を議題といたしますが、議第２号の審議に当たり、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定に基づき、議事参与の制限により、議長を２番、村山佐喜雄会長代理に交代いたします。よろしくお願いいたします。

（会長 野崎文夫委員退席、会長代理 村山佐喜雄委員議長席に着く）

議長（村山会長代理）

それでは、議第２号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

なお、５番、栗原一郎委員、６番、野崎文夫委員、１１番、坂井良雄委員、２７番、内山敏雄委員、３２番、坂井浩行委員、以上の委員は農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定に基づき、議事参与の制限により本議案終了まで退席をお願いします。

（午前９時５２分 ５番栗原一郎委員、６番野崎文夫委員、１１番坂井良雄委員、
２７番内山敏雄委員、３２番坂井浩行委員退席）

議長（村山会長代理）

それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第２号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』ご説明をいたします。

３５ページをご覧ください。三条市長からの諮問書の写しでございます。

３６ページは、議第２号の参考といたしまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条を添付させていただきました。本議案は、議第第１号『農用地利用集積計画の承認について』でご審議をいただきました公益社団法人新潟県農林公社が農地中間管理事業により、新規に利用権を設定する農用地３１万１，６８７．５６㎡の利用配分計画（案）でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定に基づき、三条市が作成する農用地利用配分計画（案）について、同法第１９条第３項の規定により当農業委員会に意見を求められているものでございます。

なお、議第２号参考としまして、本年７月１日現在の借り受け希望者リストを送付させていただきましたが、議案３７ページの１番の借り受け人ほか９名の方については７月１日現在の借り受け希望者リストには登載をされておりませんが、今後予定しております臨時募集に応募され、配分計画の県公告予定日の平成２９年１２月２６日までに登載される予定となっております。

それでは、配分計画（案）をご説明いたします。３７ページをご覧ください。一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほどご審議をいただきました議第１

号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。なお、借り受け人、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は議第1号の35番におきまして、新潟県農林公社が利用権を設定する袋地内ほかの農地計15筆、9,532.42㎡を記載の借り受け人に新規に貸し付けをしたいとするものでございます。

2番は同じく35番、長嶺地内の農地7筆、411.14㎡、3番は同じく35番、長嶺地内の農地1筆、1,673㎡、4番は同じく35番、長嶺地内の農地1筆、2,225㎡、38ページをお願いいたします。5番は36番、代官島地内の農地10筆、9,939㎡、6番は37番、須戸新田地内の農地11筆、1万1031㎡、7番は38番、鶴田1丁目地内の農地8筆、8,294㎡、8番は39番、須戸新田地内ほかの農地計8筆、6,985㎡、9番は同じく39番、井栗地内の農地3筆、5,871㎡、10番は同じく39番、井栗1丁目地内の農地2筆、3,980㎡、11番は40番、鶴田地内の農地3筆、5,997㎡、12番は同じく40番、鶴田地内の農地1筆、2,023㎡、13番は同じく40番、鶴田地内の農地3筆、4,045㎡、14番は同じく40番、鶴田地内の農地5筆、9,459㎡、15番は41番、白山新田地内ほかの農地計3筆、1万560㎡、16番は42番、長嶺地内の農地9筆、1万5,224㎡、17番は43番及び44番、袋地内ほかの農地、計15筆、1万8,006㎡、18番は44番、金子新田地内の農地2筆、6,013㎡、19番は同じく44番、袋地内の農地4筆、8,997㎡、20番は45番、東光寺地内ほかの農地計6筆、1万2,204㎡、21番は同じく45番、福島新田地内の農地1筆、198㎡、22番は46番及び47番、岩淵地内の農地4筆、8,743㎡、23番は48番、東光寺地内ほかの農地計5筆、1万5,298㎡、24番は49番、福島新田地内の農地8筆、1万7,387㎡、25番は50番、安代地内ほかの農地計31筆、2万6,704㎡、26番は51番、帯織南地内ほかの農地計2筆、1万1,524㎡、27番は52番及び53番、名下地内の農地5筆、9,178㎡、28番は54番、中浦地内の農地8筆、5,666㎡、29番は55番、笹岡地内の農地9筆、1万7,639㎡、30番は56番、鹿峠地内の農地4筆、6,453㎡、31番は57番、飯田地内ほかの農地計4筆、1万2,101㎡、32番は58番、駒込地内ほかの農地計4筆、9,723㎡、33番は59番、笹巻地内の農地4筆、1万518㎡、34番は60番及び61番、南五百川地内の農地22筆、8,086㎡、以上34件はそれぞれ記載の借り受け人に新規に貸し付けをしたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果をご報告願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、合計件数34件、面積31万1,687.56㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

佐藤委員。

16番（佐藤 満委員）

利用権の賃借料、10a当たりの単価が出ていないのはどういうことですか。番号としては27番、28番、32番、33番、34番に。

事務局（清水事務局長）

今ほどいろいろお話が出ていますが、使用貸借によって利用権を設定するものでございますので、賃借料が発生しないため、ゼロ円というふうになっているところでございます。よろしくお願いいたします。

議長（村山会長代理）

ほかにご発言がある方はお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（村山会長代理）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申します。

退席委員の着席をお願いします。

（午前10時04分 5番栗原一郎委員、6番野崎文夫委員、11番坂井良雄委員、
27番内山敏雄委員、32番坂井浩行委員着席）

議長（村山会長代理）

退席された委員に報告します。

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申することに決しました。

それでは、議長を交代いたします。

（会長代理 村山佐喜雄委員退席、会長 野崎文夫委員議長席に着く）

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

48ページをご覧ください。今月の申請は9件で、合計面積2万4,731㎡であります。

46ページにお戻りをお願いいたします。30番は、須戸新田地内の農地1筆、244㎡を譲り受け人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

31番は、吉田地内の農地6筆、5,457㎡を譲り受け人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

32番は、長嶺地内の農地1筆、371㎡を譲り受け人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

33番は、川通中町地内の農地1筆、1,833㎡を譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

34番は、帯織地内の農地1筆、416㎡を譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

35番は、鹿峠地内ほかの農地計9筆、1,998㎡を譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

36番及び37番は、善久寺地内の農地2筆5,000㎡と、同じく善久寺地内の農地1筆、5,329㎡を譲り受け人、譲り渡し人が耕作の都合により交換するものでございます。

48ページをお願いいたします。38番は、上須頃地内の農地5筆、4,083㎡を同一世帯内において譲り受け人が贈与により取得するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの6件、贈与によるもの1件、交換によるもの2件、合計件数9件、面積2万4,731㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

佐藤委員。

16番（佐藤 満委員）

35番の件ですけれども、ちょっとお聞きしたいのですが、〇〇〇〇破産管財人弁護士、〇〇〇〇さん及び譲受人、〇〇〇〇さん、これ夫婦ということなんですけど、これは売買はできるんですか、夫婦で。

事務局（清水事務局長）

できるところでございます。夫婦間であっても売買による契約は成立するところでございますので、ご理解をお願いいたします。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

49ページをご覧ください。今月の申請は1件で、面積1,024㎡であります。

10番は、南四日町4丁目地内の農地1筆、1,024㎡を売買により取得し、駐車場42台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は1㎡当たり〇〇〇円でございます。場所につきましては、嵐南公民館南西250m付近で、都市計画用途地域の第2種中高層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては議第6号の44番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

4 番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、件数1件、面積1,024㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

50ページをご覧ください。今月の申請は1件で、面積604㎡であります。

7番は、笹岡地内の農地1筆、604㎡を南側既存宅地928.83㎡と一体利用し、住宅1棟、農舎1棟、作業所1棟及び資材置き場の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、笹岡小学校北東500m付近で住宅棟が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、件数1件、面積604㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及

び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては、不要と判断をいたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

59ページをご覧ください。今月の申請は9件で、合計面積42万8,964.665㎡であります。

51ページにお戻りをお願いいたします。44番は、先ほどご審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の10番でご説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

45番は、西本成寺1丁目地内の農地1筆、1,000㎡を売買により取得し、事務所1棟及び駐車場10台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、本成寺保育園西側200m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

46番は、東新保地内の農地40筆、1万1,781.35㎡を賃貸借権の設定により店舗3棟、駐車場184台及び緑地の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、県立三条高等学校北西250m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

47番は、三竹2丁目地内の農地1筆、172㎡を売買により取得し、西側既存宅地214.88㎡と一体利用し、宅地分譲1区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、三条市農業体験交流センター北西450m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地である

ことから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

48番は、大島地内の農地7筆、962.30㎡を売買により取得し、建て売り住宅3棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、大島小学校西側600m付近で、住宅棟が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

49番は、大島地内の農地1筆、414㎡を使用貸借権の設定により住宅1棟、駐車場2台及び通路の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、大島小学校西側250m付近で住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

50番は、本年1月の総会におきまして、農振農用地区域からの除外についてやむを得ないものとして認めた案件であります。53ページから58ページに記載をしておりますが、福島新田地内ほかの農地計190筆、41万2,222㎡を売買により取得し、既存の水路及び道路等2万5,799.07㎡と一体利用し、工業流通団地を造成し、分譲地15区画、調整池5カ所、公園、緑地、区画道路、排水施設等の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、北陸自動車道栄スマートインターチェンジ東側100m付近の農地で、農用地区分は第1種農地と判断されますが、転用目的が農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第5条第1項に規定する実施計画に基づき、工業流通団地を整備するものであることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

59ページをお願いいたします。51番は、北潟地内の農地1筆、25㎡を交換により取得し、雪おろし用敷地の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、大面小学校東側600m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

52番は、飯田地内の農地1筆、340㎡を使用貸借権の設定により西側雑種地7,89㎡と一体利用し、住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、五十嵐橋東側900m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数9件、面積42万8,964.65㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、４６番及び５０番を除き、県農業会議への諮問につきましては不要と判断をいたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第６号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、４４番、４５番、４７番から４９番、５１番及び５２番の案件、合計７件につきましては許可することとし、４６番、５０番の案件、合計２件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第７号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第７号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』ご説明をいたします。

６０ページをお願いいたします。今回の意見照会のありました案件は、栄地区の軽微変更１件でございます。位置につきましては、６１ページの変更（案）箇所詳細位置図をご覧ください。

申請者は〇〇〇〇さんで、鬼木新田地内で農業を営んでおります。申請地は鬼木新田２６６２番のうち面積１９２㎡で、台帳地目は田、現況地目は畑でございます。今回の軽微変更は、農機具格納庫１棟の用地として利用したいとするものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

４番、藤田吉則委員。

第３調査部会長（４番藤田吉則委員）

議第７号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、栄地区における軽微変更１件、面積１９２㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、変更やむを得ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、変更やむを得ないものと認めることと答申します。

第3調査部会長は、自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第8号『三条市特別職報酬等審議会委員の推薦について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第8号『三条市特別職報酬等審議会委員の推薦について』ご説明をいたします。

62ページの議第8号参考をご覧くださいと思います。三条市特別職報酬等審議会は、市長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額を審議する組織でございます。現在6番、野崎文夫委員に審議会委員になっていただいておりますところでありますが、任期が11月30日に満了となることから、新たに委員1名の推薦依頼が参っているところでございます。委員の任期につきましては2年でございます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

三条市特別職報酬等審議会委員1名については、いかが取り計らったらよいか、休憩をして自由な意見の交換をお願いします。

しばらくの間、休憩します。

（午前10時27分から午前10時28分まで休憩）

議長（野崎会長）

それでは、会議を再開します。

休憩中の意見交換に基づき、6番、野崎文夫が留任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議ないものと認め、6番、野崎文夫を推薦します。ありがとうございました。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、部会長より報告をお願いします。

農政対策部会長は、村山代理の隣に着席願います。

15番、刈屋一夫委員。

農政対策部会長（15番刈屋一夫委員）

改めまして、おはようございます。

農林関係予算の要望報告書の作成に当たり、多くのご意見、どうもありがとうございます。

それでは、報告いたします。農政改革部会は、10月の20日午後1時30分から厚生福祉会館第1集会室におきまして部会員13名のほかに野崎会長、村山会長代理の出席を得まして開催いたしました。

議題は、9月29日開催の農業委員会総会で付託を受けました平成30年度三条市農林関係施策の要望についてであります。

審議の結果、報第2号『農政対策部会の結果報告について』のとおりとし、市長に要望することいたしました。なお、要望項目は昨年と同じく10項目といたしました。

それでは、2ページ以降の要望事項について、昨年度との主な変更点を中心にご説明いたします。2ページの1、地域農業の活性化対策について、（1）、「人・農地プラン」についての中段以降ですが、「プランの見直しを行う際は、地域の自発的な取組を奮起し、農区等の要望に応じた説明会の開催や農業生産法人等の組織化のための支援など、地域の実情に即したフォローアップに努めていただきたい」といたしました。

（2）は、以前の地域農業の活性化についてを「産業として成り立つ農業の確立について」と改め、「利益を追求し雇用を生み出せる経営体質にするため、引き続き、市内農業者や農業生産法人等に対し、先進農業者等による経営体質の改善や営業・販売力の強化に向けた指導を実施し、産業として成り立つ農業の確立を目指していただきたい」といたしました。

（3）の「多面的機能支払交付金」についての後段部分ですが、「また、米政策の見直しにより、今後、耕作放棄地の増加が懸念されることから、農地の保全を図るため、多面的機能支払交付金の拡充を図るよう、国に対して要望していただきたい」といたしました。

3ページの（4）の「多様な農業の振興について」は追加項目です。「条件の悪い農

地が手放されて耕作放棄地が増加する一方で、農業者は減少しています。高齢者や農業機械を持たない者であっても、条件の悪い農地を活かした特産品の開発など、高付加価値化を目指す多様な農業の振興にかかわることができるよう、具体的な計画の策定に向けた懇談会の設立と実効性の高い計画に対しては、その支援に努めていただきたい」といたしました。

2の「担い手の確保・育成・支援について」の中段以降ですが、「認定農業者や新規就農者が安心して農業経営を継続発展していくためには、経営規模拡大に伴う施設整備や機械導入のみならず、既存の施設や機械の更新に対する行政の支援も必要不可欠であるため、国県補助事業の採択基準の緩和と予算の拡充について、国県に対して強く要望していただきたい。併せて、市独自の支援についても拡充していただきたい」といたしました。

3の「農林土木施設の整備について」ですが、4ページの(2)は追加項目です。「土地改良法の改正に伴い、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・費用負担によらない基盤整備事業が創設されました。当事業は、担い手の負担軽減や農地集約の促進が期待できることから、制度の周知と事業の促進に努めていただきたい」といたしました。

5、「米政策の着実な推進について」の(1)ですが、「米政策の見直しにより、平成30年産米からは、生産者・集荷業者・団体の自主的な販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売ができる一方で、経営所得安定対策の一つである米の直接支払交付金が廃止となるなど、農業経営は非常に厳しい局面を迎えています。米の直接支払交付金の廃止は、農業所得の大幅な低下につながることから、本市においても、「売れる米づくり」、「米消費の拡大」、「販路開拓支援」の推進や各地区の「水田農業ビジョン」の実現に努めていただきたい。また、国においては、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の実現を目指すとしています。担い手の確保・育成と担い手への農地の集積・集約化をさらに推し進めていくためには、地域の実情に合った担い手に対しては、安定した農業所得を確保する有効な施策を講じるよう、国に対して強く要望していただきたい」といたしました。

5ページの(2)については追加項目です。「米の需給調整の確実な実施を支える施策を講じていただきたい」といたしました。

(3)についても追加項目です。「政府は農業所得の増加に向けた取組を推し進めているが、このことによって条件の悪い農地の耕作放棄が懸念されるため、耕作放棄地の解消を含む市独自の水田フル活用対策を講じられたい」といたしました。

以上、昨年度との主な変更点を中心にご説明させていただきました。関係施策の要望については、来る11月2日午前10時に会長、会長代理、農政対策部会の正副部長、議会選出の阿部委員、横山委員からもご同席をいただき、市長に面会して提出する予定となっております。

以上で農政対策部会からの報告を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がありましたら、ご発言をいただきたいと思います。ございませんでしょうか。

私のほうから1つ報告させていただきますが、例年市長さんに面会して報告の要請をするわけですが、市長さんが重要項目はどれとどれなんだというふうに聞かれます。それで、農政対策部会長と会長代理と私とで相談しました結果、ただいま説明した内容の中で担い手の確保・育成・支援について、そして「環境にやさしい、安心・安全な農業」について、それから米政策の中で（１）の米政策の見直しについて、それから有害鳥獣駆除対策について、それから10番、最後の農業委員会の事務局機能について、これを重要項目として上げていきたいと思いますので、どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

皆さんのほうから何かご意見ございませんか。

ご発言が無いようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終わります。

農政対策部会長は自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第8号まで、続けて事務局より報告をお願いします。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

来月は、第1調査部会の当番です。11月22日午前9時より厚生会館第1集会室で会議を開催いたしますので、関係委員は出席をお願いします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は30日を予定しております。なお、30日は午後1時から委員県内一日研修を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前 10 時 43 分 閉会

会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議事録署名委員（１６番）

議事録署名委員（２１番）
